

指令一一號ノ追加、修正、補遺ニ就テ

一、四ノ「義務教育費」ハ國庫下渡金ガ増加シテ貧弱町村ハ全額。サ
ウデナイトコロニ半額以上アルコトニ訂正スル。

但シ貧弱町村ハ總テノ附加稅ヲ制限外賦課フシテヰナケレバナラ
ヌノダカラ既ニ稅金ノ方テ貧乏人カラウント取ツテキル。少シノ

金ヲ貰ツテ結局地主金持フ得サスケテアル。
二、家屋稅ハ賃貸價格調查委員ガ府縣稅トシテ大体決メル、コレハ豫算
町村會後ダ。附加稅イクチノ今度ノ町村會テ決メルノダ。特別戶數
割モ今度ノ豫算町村會テ全額ヲ決メテオイテ、ソノ後大低村長ガ戶
數割調查委員ヲ推薦シテ四月五月頃個人々々ノヲ決メルカラノ時
淡路、守口ノ闘爭方法ヲ採用ズベキダ。今度ハ全体ノ額ヲケテ決メ
ルカラソレヲ少クサスコト。

コレガ來ル戸數割闘争ノ土台トナル。

三、参考ナル法律條文ヲ次ニ示ス、普選ヲ前ニシテ、アトノニツヘ出

一、地主ノ肩持ツ村長、役場吏員ヲ止メサセロ！

二、貧乏人泣セノ、甚大豫算絕對反對！

三、町村會ヲ貧農、勤勞大眾ノ手ニ！